

4年度・5年度要綱対照表

R 4 要綱	R 5 要綱
<p>令和4年度愛媛県高齢者福祉施設等における 新型コロナウイルス感染症検査事業支援補助金交付要綱</p>	<p>令和5年度愛媛県高齢者福祉施設等における 新型コロナウイルス感染症検査事業支援補助金交付要綱（案）</p>
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 令和4年度愛媛県高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査事業支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 令和5年度愛媛県高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査事業支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p>
<p>（目的）</p> <p>第2条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に必要な自主検査（PCR検査又は抗原検査であって、行政検査によらないものをいう。以下同じ。）を、<u>高齢者福祉施設・事業所</u>（以下「高齢者施設等」という。）においては職員を対象に、<u>障がい福祉施設・事業所</u>（以下「障がい福祉施設等」という。）及び<u>保護施設等</u>においては職員及び入所者を対象に行うために、市町が支出する経費を県が補助することにより、施設等の負担を軽減し、もって利用者への安全なサービス提供の確保に資することを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第2条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に必要な自主検査（PCR検査又は抗原検査であって、行政検査によらないものをいう。以下同じ。）を、<u>高齢者福祉施設・事業所</u>（以下「高齢者施設等」という。）、<u>障がい福祉施設・事業所</u>（以下「障がい福祉施設等」という。）及び<u>保護施設等</u>の職員及び入所者を対象に行うために、市町が支出する経費を県が補助することにより、施設等の負担を軽減し、もって利用者への安全なサービス提供の確保に資することを目的とする。</p>
<p>≪第3条 省略≫</p>	<p>≪第3条 省略≫</p>
<p>（補助対象者）</p> <p>第4条 補助金交付の対象となる者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に必要な自主検査を、<u>高齢者施設等</u>においては職員を対象に、<u>障がい福祉施設等</u>及び<u>保護施設等</u>においては職員及</p>	<p>（補助対象者）</p> <p>第4条 補助金交付の対象となる者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に必要な自主検査を、<u>高齢者施設等</u>、<u>障がい福祉施設等</u>及び<u>保護施設等</u>の職員及び入所者を対象に行うために、経</p>

R 4 要綱	R 5 要綱
<p>び入所者を対象に行うために、経費を支出する市町とする。</p> <p>(補助対象経費)</p> <p>第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市町の長が、次のいずれかに該当する者に対し自主検査を行った施設等を運営する法人等に対して、<u>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に支給し、又は同期間の最終日時点</u>において支給が見込まれる経費及び市町が施設等に対して行う自主検査に係る広報等の事務に要した経費とする。</p> <p>(1) 障がい福祉施設等及び保護施設等の入所系施設等に新たに入所する利用者</p> <p>(2) 高齢者施設等、障がい福祉施設等及び保護施設等において、業務に関連する資格試験受験又は研修受講、冠婚葬祭（二親等以内の親族に係るものに限る。）その他のやむを得ない理由により、<u>県外の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態措置を実施すべき区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域と県とを往来した職員等（帰県後1週間以内に自主検査を受けた職員等に限る。）</u></p> <p>(3) その他県が必要と認める利用者及び職員</p> <p>2 前項に掲げる経費のうち次の各号に該当する者の自主検査に要する経費について施設等を運営する法人等に対して支給し、又は支給が見込まれる経費は補助対象経費から除くものとする。</p> <p>(1) <u>厚生労働省所管の疾病予防対策事業費等補助金の交付を受けて市町が実施する検査助成事業の対象となる高齢者及び基礎疾患を有する者</u></p> <p>(2) <u>他の補助金等（市町が施設等の自主検査を推進するために本事業の上乗せとして交付する補助金を除く。）の交付を受けて自主</u></p>	<p>費を支出する市町とする。</p> <p>(補助対象経費)</p> <p>第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市町の長が、次のいずれかに該当する者に対し自主検査を行った施設等を運営する法人等に対して、<u>令和5年4月1日から令和6年2月29日までの間に支給し、又は同期間の最終日時点</u>において支給が見込まれる経費及び市町が施設等に対して行う自主検査に係る広報等の事務に要した経費とする。</p> <p>(1) <u>高齢者施設等、</u>障がい福祉施設等及び保護施設等の入所系施設等に新たに入所する利用者</p> <p>(2) 高齢者施設等、障がい福祉施設等及び保護施設等において、業務に関連する資格試験受験又は研修受講、冠婚葬祭（二親等以内の親族に係るものに限る。）その他のやむを得ない理由により、<u>県外の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態措置を実施すべき区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域と県とを往来した職員等（帰県後1週間以内に自主検査を受けた職員等に限る。）</u></p> <p>(3) その他県が必要と認める利用者及び職員</p> <p>2 前項に掲げる経費のうち次の各号に該当する者の自主検査に要する経費について施設等を運営する法人等に対して支給し、又は支給が見込まれる経費は補助対象経費から除くものとする。</p> <p>() _____</p> <p>_____</p> <p>(1) <u>他の補助金等（市町が施設等の自主検査を推進するために本事業の上乗せとして交付する補助金を除く。）の交付を受けて自主</u></p>

R 4 要綱	R 5 要綱
<p>検査を行う者 (3) 自主検査の結果、陽性と判定された場合で、直ちに保健所に連絡を行わなかった者（検査機関等が保健所に発生届を提出した場合を除く。）</p> <p>≪第6条～第21条 省略≫</p> <p>附 則 この要綱は、<u>令和5年2月17日</u>から施行する。</p>	<p>検査を行う者 (2) 自主検査の結果、陽性と判定された場合で、直ちに保健所に連絡を行わなかった者（検査機関等が保健所に発生届を提出した場合を除く。）</p> <p>≪第6条～第21条 省略≫</p> <p>附 則 この要綱は、<u>令和5年4月1日</u>から施行する。</p>